MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 6 月号（第 232 号）

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 2025 年の中国の外資政策

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング　国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー　池上隆介 …… 1

■ 次期 5 カ年計画への展望　～国内循環のテコ入れ策に要注目～

三菱総合研究所　政策・経済センター
主席研究員　金成大介 …… 7

■ 中国財政部による政府調達分野の国産品基準に係る意見募集

KPMG 中国　日系企業サービス
税務パートナー　徐潔 …… 11

■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング　国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー　池上隆介 …… 14

■ 人民元レポート　米中緊張緩和で上昇

三菱 UFJ 銀行　グローバルマーケットリサーチ
アナリスト　横尾明彦 …… 18

■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行　トランザクションバンキング部 …… 23

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行

MUFG

2025 年の中国の外資政策

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー　池上隆介

中国への外国からの直接投資は、2023 年から減少傾向が顕著になっている。こうした中で、2025 年に中国政府が外資誘致に対してどのような方針・政策で臨んでいるのかを見てみたい。

2024 年の中国の直接投資受入の動向

2024 年の中国の直接投資受入額は、商務部の統計によれば、約 8,263 億元（外資実行額）で、前年比で 27.1%の減少となった。過去最高は 2022 年の約 1 兆 2327 億元で、それまでは年々増加してきたが、2023 年に 1 兆 1339 億元と初めて減少に転じ、2024 年はさらに大幅な減少となった。

一方、国家外貨管理局の国際収支統計では、2024 年の対内直接投資での資金流入額（資金流出額と相殺したネット金額）は 186 億ドルで、2005 年以降で最低だった 2023 年の 513 億ドルから 64%の減少となっている [1]。

1　国際収支統計では、対内直接投資（負債）はプラスが資金流入、マイナスが資金流出を表すが、中国の統計表には持分（株式）投資と国外関連企業貸付の 2 項目についてそれぞれの金額とそれらの合計金額が記載されている。2024 年は国外関連企業貸付が過去最高の 543 億ドルのマイナス（資金流出）となったことで、合計金額が小さくなっている。持分（株式）投資の金額は 728 億ドルで、前年の 869 億ドルに対して 16.2%減にとどまっている。この統計表（「中国国際収支バランス表時系列」）は、国家外貨管理局の以下のサイトに掲載されている。
http://m.safe.gov.cn/safe/2019/0627/13519.html

中国への直接投資が減少している原因について、商務部の凌激副部長（兼国際貿易交渉副代表）は、「2025 年外資安定化行動計画」（後述）についての説明会で、世界的に対外直接投資が低迷していること、中国が直面している外部環境が厳しく複雑なこと、中国の国内産業の変化などにより多国籍企業が投資先を調整していることの 3 点を挙げている。特に外部環境については、「地政学的紛争が激化し、一方的主義、保護主義が台頭しており、こうした状況が中国の外資誘致に与える影響は過小評価できない」と述べている。

「2025 年外資安定化行動計画」の概要

中国への投資が減少する中で、2025 年 2 月に国務院から 2025 年の外資誘致に関する政策措置をまとめた「2025 年外資安定化行動計画」（以下、「2025 年計画」という）が発布された [2]。

2　「国務院弁公庁の商務部、国家発展改革委員会の『2025 年外資安定化行動計画』の転送・発布に関する通知」（国弁函［2025］16 号、2025 年 2 月 17 日発布・実施）。原文は中央人民政府ポータルの以下のサイトに掲載されている。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content_7004409.htm

2024 年にも同様の「外資誘致・活用行動計画」が発布されており、そのタイミングは同年 3 月 5～11 日に開催された第 14 期全国人民代表大会（全人代）第 2 回会議の後で、内容は全人代での政府活動報告で示された外資誘致の方針を具体化したものだった。だが、2025 年計画は第 14 期全人代第 3 回会議の開催前に発布されている。

その理由は、中国を取り巻く外部環境が厳しく複雑な中で、中国への投資が大幅に減少するという状況を踏まえ、世界に向けて対外開放を自主的に拡大するという姿勢をアピールする必要があったためと思われる。外部環境が厳しく複雑であるという中国政府の認識は、全人代での政府活動報告の中で李強総理が、「外部環境がいかに変化しようとも、対外開放を揺らぐことなく貫き、制度型開放を着実に拡大し、自主的開放と一方的開放を計画的に拡大し、開放によって改革、発展を促進する」と述べた言葉に表れている。中国を取り巻く外部環境が厳しく複雑であっても、中国は自主的に開放拡大を進めることを強調したものだろう。凌激商務部副部長は、2025 年計画についての説明会で、この計画の特徴について、「対外開放をさらに進めるという積極的なシグナルを発信したものである」ことを第一に挙げている [3]。

3 「国務院定例政策説明会」2025 年 2 月 20 日での発言。同説明会での質疑応答は、中央人民政府ポータルの以下のサイトに掲載されている。
https://www.gov.cn/xinwen/2025zccfh/3/index.htm

2025 年計画は、商務部と国家発展改革委員会を中心に、外資企業円卓会議、外資企業に対する専門チームによるサービス活動、苦情処理などの幅広いチャネルを通じ、外資企業が提起する共通の問題や要望を取りまとめたものと説明されている。その内容は、自主的開放の計画的拡大、投資促進レベルの向上、開放のプラットフォーム機能の強化、サービス保証の拡大という 4 つのテーマについて、20 項目の政策措置が挙げられている。以下では、外資拡大に直接的に影響すると思われる政策措置を取り上げる。

サービス業の開放拡大

2025 年計画では、以下のサービス業の開放拡大に関する措置が挙げられている（以下は、各項目の番号・見出し、該当部分の要旨の順に記載）。

(1) 通信、医療、教育等の分野における開放試行の拡大：試行地区において付加価値通信、バイオテクノロジー、外資による独資病院の外資プロジェクトの早期実施を推進し、通信・医療分野の開放試行をさらに拡大する。また、教育・文化分野での自主的開放拡大実施計画を策定し、着実に実施する。

(3) 国家サービス業の開放拡大総合試行モデルの最適化：試行範囲をさらに拡大し、重点分野の開放措置をモデル地区で優先的に試行する。

(4) バイオメディカル分野の計画的開放推進：条件に合う外資企業によるバイオ製品の段階的生産試行への参加を支持する。

(12) 重点分野への外資誘致の強化：高齢者サービス、文化・観光、スポーツ、医療、職業教育、金融などサービス業への外資誘致・活用を奨励し、多様なサービス消費ニーズを満足させる。

商務部によれば、2024 年の外資実行額約 8,263 億元のうち、サービス業は 5,846 億元で全体の 71%を占め、製造業の 2,212 億元の 2 倍以上となった。こうした状況を踏まえ、サービス業への外資の参入制限を緩和し、参入分野・業務を拡大することにより、サービス業へのさらなる外資誘致の拡大を意図していると思われる。
上記（1）の通信・医療分野における開放試行の拡大は、2024 年の「外資誘致・活用行動計画」でもうたわれている。すでに一部地区で実施されているが、2025 年には試行地区や試行業務をさらに拡大するものとみられる。商務部が明らかにしたところでは、2025 年 3 月時点で付加価値通信業務の許可を取得した外資企業は 13 社、バイオテクノロジープロジェクトへの参加が許可された外資企業は 40 社余り、設立が許可された外資による独資病院は 3 社であるという。

（3）の国家サービス業開放拡大総合試行モデルの最適化は、試行地区でのサービス業全般の開放試行を拡大するということとみられる。試行地区は、2015 年の北京市を皮切りに、2021 年以降、天津市、上海市、重慶市の 3 直轄市、海南省、瀋陽市、南京市、杭州市、武漢市、広州市、成都市の 11 省市に拡大され、サービス業の開放試行を他の地区に先行して実施している。商務部によると、2024 年の 11 省市におけるサービス業への外資実行額は、全国の 50%余りに達しているという。

2025 年 4 月には、新たに大連市、寧波市、厦門市、青島市、深圳市、合肥市、福州市、西安市、蘇州市の 9 市が追加され、従来の 11 省市に対して重点分野での開放拡大を加速することが決定された [4]。その重点分野は、通信サービスと関連デジタル産業、医療・健康・介護分野、金融分野、商業・流通・文化・観光分野、輸送サービス業、現代サービス業、サービス業新業態、とされている。これらの試行地区は、サービス業への外資誘致拡大の主要な担い手となることが期待されているといえる。

4 「商務部の『サービス業開放拡大総合試行事業推進加速計画』の印刷・発布に関する通知」（商資函［2025］84 号、2025 年 4 月 11 日発布・実施）。原文は商務部の以下のサイトに掲載されている。
https://wzs.mofcom.gov.cn/zcfb/art/2025/art_869de097dd4640d3bb5e44338bc534b0.html

（4）のバイオ製品の段階別生産試行とは、2019 年に中国の「医薬品管理法」が改正されたことに関連するものである。この改正により、世界的に行われている医薬品の販売承認取得者（MAH）の申請資格を製造企業以外にも認める制度が実施された。これを受け、国内需要の高いバイオ医薬品の販売承認を取得した研究開発企業が自社で開発したバイオ医薬品の製造を製造企業に委託し、その製品を販売することを認めるもので、外資企業もその対象とすることを指している。

2025 年計画に示されているサービス業分野は、いわば開放拡大を象徴するもので、サービス業全体の一部にすぎないが、サービス業への外資の拡大に弾みを付けるという点では意義が大きいと思われる。

なお、（12）に挙げられているサービス業の分野は、金融を除き、いずれも現行の「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」に入っているが、2025 年計画ではこの目録の改訂が挙げられており（項目番号（8））、具体的な奨励プロジェクトを拡大することが見込まれる。

M&A による外資誘致の拡大

2025 年計画では、合併・買収（M&A）方式による外資誘致に関連する措置が盛り込まれたことが注目される。2024 年の「外資誘致・活用行動計画」では、適格海外投資事業有限責任組合（QFLP）による投資ファンド管理会社やファンドの設立、外資による私募ファンド（PE ファンド）の設立を通じた株式（持分）投資の拡大などの措置が挙げられていた。しかし、2025 年計画ではこれらがなくなり、新たに M&A 方式での外資誘致に関する措置が挙げられている。短期の利益獲得を目的とする投資よりも、企業経営への直接の参加・支配を目的とする長期の投資を重視しているものと思われる。

2025 年計画に挙げられている M&A 投資に関する措置は以下の通りである。

（5）外資の中国における株式投資の奨励：「外国投資家の上場企業に対する戦略投資管理弁法」を適切に実施し、国外のファンド・投資機関による上場企業への長期の投資を誘致する。
（9）外商投資性公司に対する国内での借入・使用制限の取り消し：外商投資性公司の国内借入による持分投資を許可する。
（11）外国投資者の中国における M&A 投資の利便化：「外国投資者の国内企業の合併・買収に関する規定」の改正により、外資による買収規則と買収取引手順を最適化し、買収に対する管理の範囲を整備してクロスボーダーの株式交換のハードルを引き下げる。

上記の「株式投資」、「持分投資」は、中国企業の株式・持分の取得を指しており、広義の M&A に含まれる。直接投資は、一から企業を設立するグリーンフィールド投資と既存企業の株式・持分や資産を買収する M&A 投資に分けられるが、中国は従来、対内直接投資全体に占める M&A の割合が低い [5]。世界的には特に先進国間では、M&A が直接投資の主流になっていることから、M&A 方式での直接投資を拡大する余地が大きいとの判断があるとみられる。

5　中国政府は投資方式別の直接投資統計を公表していないが、国連貿易開発会議（UNCTAD）が毎年発行している『世界投資報告書 2024』には、世界各国の暦年の対内直接投資額と対内直接投資における M&A 投資額の統計表が付いている。これらに基づいて、中国の対内直接投資額に占める M&A 投資額の比率を計算すると、2019 年から 2023 年までの 5 年間の平均は 8.7%で、先進国平均の 50.2%には遠く及ばず、途上国平均の 11.5%をも下回っている。ちなみに、中国の対内直接投資額は 2022 年が過去最高で 1,891 億ドル、M&A 投資額は同じく 151 億ドルとなっている。なお、『世界投資報告書 2024』は UNCTAD の以下のサイトに掲載されている。
https://unctad.org/topic/investment/world-investment-report

（5）の「外国投資家の上場企業に対する戦略投資管理弁法」は、2024 年 11 月に改正され、以前の投資者の要件や投資の条件が大幅に緩和された。この弁法は 2006 年から施行されているが、改正までに 600 件余りの戦略投資が行われたという。18 年間の累計件数としては多いとはいえないが、今回の改正を機に上場企業への株式投資が増える可能性が高いと思われる。

（9）の外商投資性公司の国内借入による持分投資の許可については、2024 年 12 月に国内借入による投資を禁止した 2011 年の商務部・国家外貨管理局の通知が取り消された。商務部によると、これは商務部が 2023 年から開催している外資企業円卓会議の場で出席企業から提起された要望を踏まえたものとのことである。

（11）の「外国投資者の国内企業の合併・買収に関する規定」は、外国企業による国内企業一般の持分・資産の買収についての規定である（名称に合併が含まれているが、現状では外国企業と国内企業との合併は認められていないため、ここでは単に買収という）。この規定は、2006 年 9 月に施行（2009 年 6 月に一部改正）された古い規定で、買収が可能な国内企業の範囲や行政手続きが現行法の規定に整合しておらず、また、外国企業が買収の対価を自社の株式で支払う場合の条件に制限が設けられている。しかし、この規定にかかわらず、実際には外国企業による買収の条件・手続きはグリーンフィールド投資での外商投資企業の設立と変わらなくなっている。

外国企業による国内企業の買収が少ない原因としては、中国市場への参入を主な目的とする外国企業にとって中国経済の減速の影響が大きいためと推測できるが、買収される側の国内企業の要因も小さくないと思われる。中国企業は、一般的に経営上で政府の関与や政策の影響を受けやすいこと、中国企業（特に非上場企業）に関する情報が不足していること（企業の公開情報が少なく、調査会社が入手できる情報が限られ、企業自身が情報開示に消極的なこと）、また、外国企業との企業経営に対する考え方やコンプライアンス意識、文化の違いが大きいことなどが挙げられる。外国企業による国内企業の買収が進展するには、政府による企業への関与の減少、企業情報の公開促進、企業に対する買収意識の醸成などの取り組みが必要と思われる。

投資性公司の設立、外資企業による再投資の奨励

外資による継続的な投資拡大を図るという点では、外資企業による国内再投資の促進と投資性公司の設立の奨励が挙げられる。

2025 年計画では、以下のように記載されている。

> （7）外資企業の国内再投資に対する支援の強化：外資企業の国内再投資に関する政策措置を研究、策定し、外資企業が中国で得た利益をより多く再投資することを促進する。外資企業の国内投資に関する情報の公告を試行する。
> （10）多国籍企業による投資性公司の設立の奨励：外国投資家による投資性公司の設立・運営に関する規定を最適化し、外貨管理、人員の入出国、データ越境移動などの面で投資性公司の設立に利便性を提供する。

上記（7）の外資企業の国内再投資は、正確には、外国投資家が外商投資企業の配当利益を使用して国内で再投資する場合、配当にかかる企業所得税の課税を繰り延べるという税制優遇措置が適用されることを指している。その措置は 2017 年から実施されており、国家税務総局によれば、2024 年にこの措置が適用された再投資の金額は約 1,623 億元（中国への直接投資額 8,263 億元の約 20%）に上り、前年比 15%の増加となったという。これをさらに増やすための政策措置を研究、策定するということだろう。その政策措置について、国家発展改革委員会の責任者は、2025 年計画についての説明会で、関連手続きの簡素化、金融面のサービス改善、また、各種生産要素（土地やエネルギーなどと思われる）の分配に関する優遇、重大外資プロジェクトに対する“専門チーム”のサポートやプロジェクトのすべてのプロセスにおけるサービスの提供などを挙げている。

（10）の投資性公司については、関連規定を最適化し、外貨管理、人員の入出国、データ越境移動などの面で利便性を提供するとされている。現行の外商投資性公司の設立・運営に関する基本規定は、2004 年 3 月から施行（2004 年 11 月と 2015 年 10 月に一部改正）されているもので、これを改正するとみられる。当初、外商投資性公司は、投資先企業に対するさまざまな統括業務ができる、特に輸入・卸売業務ができる、投資先企業が外商投資企業としての優遇を享受できる、外債枠が大きいなどの優遇があった。しかし、法令・政策の変更に伴い、一般の外商投資企業との待遇差は小さくなっている。外商投資性公司の誘致を拡大するには、優遇の面で思い切った規定の改正が必要と思われる。

2025 年計画では、ほかにも外商投資奨励産業の拡大、製造業への参入制限の撤廃、開放のプラットフォームと位置付ける国家級経済技術開発区や自由貿易試験区での改革・開放試行の拡大、投資促進活動の強化、外資企業へのサービス保証の強化などの政策措置が列挙されている。これらはいずれも外資の拡大・定着を意図している。前述の政策措置と合わせて、今後の実施状況を注視したい。

（執筆者連絡先）
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング
E-mail: r-ikegami@murc.jp　　ホームページ：https://www.murc.jp

次期 5 カ年計画への展望　～国内循環のテコ入れ策に要注目～

三菱総合研究所
政策・経済センター
主席研究員　金成大介

2025 年 3 月 5 日から開催された全国人民代表大会（全人代）で、中国の 2025 年経済成長率目標は 2024 年同様の 5%前後となった。中国政府は 2025 年の重点業務を筆頭に内需拡大を掲げ、消費財の買い替え補助金、子育て支援、年金受給額引き上げなどを盛り込んだ「消費振興特別行動プラン」を公表している。本稿執筆時点では、米中の報復関税合戦が繰り広げられているが、トランプ関税から輸出が停滞し、景気が下振れする際には、追加の景気対策を講じることで、2025 年は相応の成長率を確保するであろう。

ただし、より注視すべきは 2026 年以降、中国経済が内需拡大をけん引役とする自立的な成長軌道に転換できるかにある。2025 年は第 14 次 5 カ年計画（2021－2025 年）（以下、「現 5 カ年計画」）の最終年であり、今後、第 15 次 5 カ年計画（2026－2030 年）（以下、「次期 5 カ年計画」）の策定作業が本格化する。本稿では、現 5 カ年計画で掲げている「双循環戦略（国際循環（外需）と国内循環（内需））」[注 1] の成果を点検し、次期 5 カ年計画の留意点を展望する。

注 1　国際循環とは、貿易・投資を通じた国内・海外経済の結びつき、国内循環とは生産・分配・流通を経て消費に至る国内の経済活動のことを指す。双循環については、三菱 UFJ 銀行『経済レビュー：中国の新たな発展モデルを追求する「双循環戦略」』（2021 年 5 月 24 日）が詳しい。
https://www.bk.mufg.jp/report/ecorevi2021/review_20210524.pdf

生産力強化×通商関係拡大で、国際循環には一定の成果

2023－2024 年の中国の実質国内総生産（GDP）成長率は、新型コロナウイルス感染症（コロナ）危機前（2016－2019 年）の年平均 6%台後半から 5%台前半へ低下した。2023 年 1 月にゼロコロナ政策が解除され経済活動は正常化しており、2023－2024 年の成長率低下は、現 5 カ年計画期間において成長の勢いが下方シフトしたことを示している。内訳をみると、内需を構成する総資本形成、最終消費の寄与度が第 13 次 5 カ年計画（2016－2020 年）からおおむね半減する一方、外需を構成する純輸出の寄与度が高まっている（図表 1）。

【図表 1　中国の実質 GDP の推移】

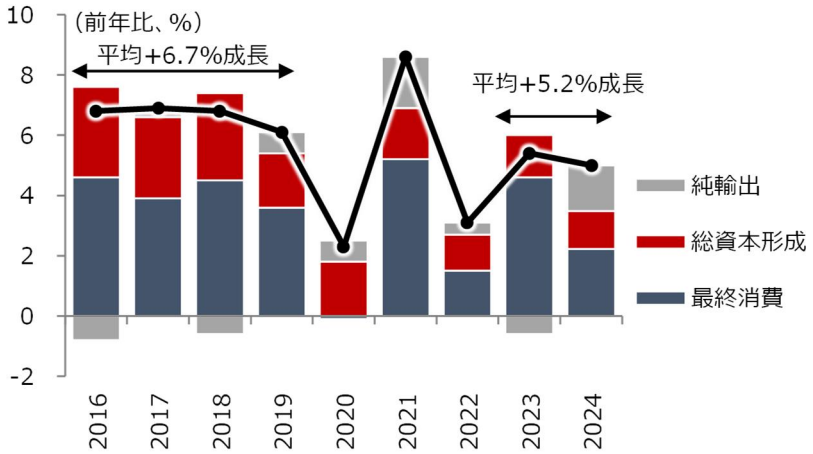

出典：Wind より三菱総合研究所作成

現 5 カ年計画期間の輸出品目の動向では、伸長が著しい電気自動車（EV）、太陽電池製品、リチウムイオン電池といった新たな品目（新・三種の神器）が輸出のけん引役に成長するとともに、家電、家具、衣服といった以前から強みのあった品目（旧・三種の神器）の輸出も横ばいを維持している（図表 2）。外需依存の成長に対しては米欧などからの批判はあるが、現 5 カ年計画で取り組んできた生産力強化と新興国などとの通商関係強化が実を結んだものである。「双循環戦略」のうち、国際循環には一定の成果があったと評価できよう。

【図表 2　新旧・三種の神器の輸出】

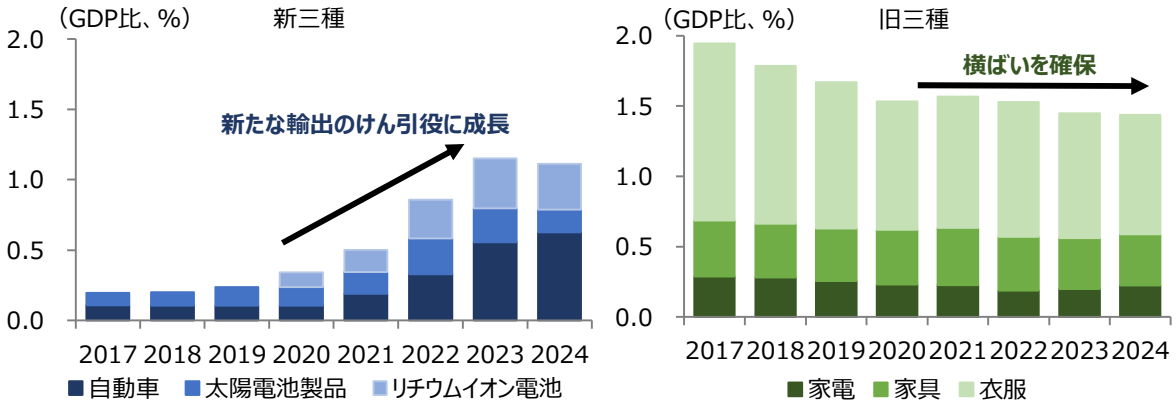

出典：Wind より三菱総合研究所作成

雇用不安×不動産低迷から、国内循環の実現は道半ば

一方で、国内循環の実現は、道半ばの評価となることは否めない。輸出拡大を追い風に鉱工業生産の拡大ペースがコロナ危機前（2016－2019 年の平均）を若干下回る程度である一方、小売売上高の拡大ペースはコロナ危機前（同）を大幅に下回っている（図表 3）。足もと、消費財の買い替え補助金などの後押しがあっても緩慢な消費拡大ペースにとどまっていることからは、消費基盤の弱さが感じられる。

【図表 3　鉱工業生産と小売売上高の推移】

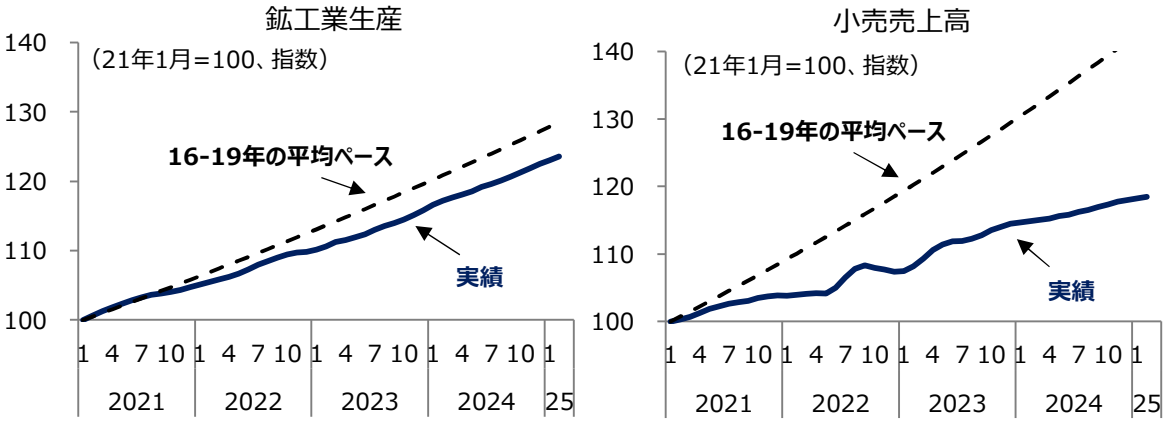

出典：Macrobond より三菱総合研究所作成

緩慢な消費拡大ペースの背景に、雇用不安と不動産市場の低迷がある。省・自治区・直轄市（以下、自治体）別に 2023 年の失業者数をみると、およそ半数の自治体で 2020 年時点の失業者数を上回っており（図表 4）、2024 年以降も中国全体の失業率は低下していない。また、不動産価格は政府支援により持ち直しの兆しはあるが、2025 年 3 月の 70 都市の住宅価格は 33 都市が前月比で下落しており、多くの自治体で不動産問題は解消されていない。中国経済の自立的な内需拡大路線への転換には、フロー所得増加に向けた雇用改善、逆資産効果（資産価格の下落が消費者の消費行動に与える負の影響）解消に向けた不動産問題の抜本的な解決が欠かせない。

【図表 4　失業者数の推移（自治体別）】

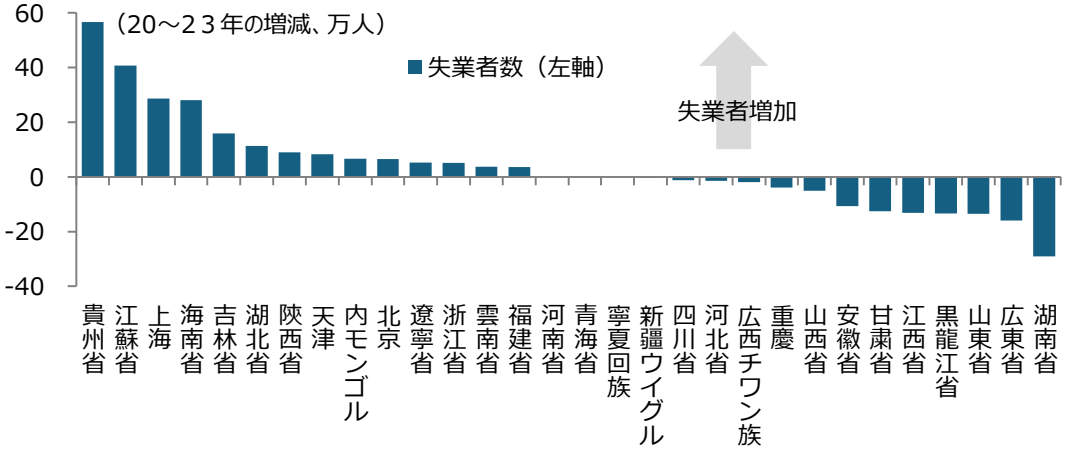

出典：Macrobond より三菱総合研究所作成

次期 5 カ年計画における雇用不安の解消、不動産問題解決、3 次産業シフトの方策に要注目

中国の 1 人当たり国民総所得（GNI）は、世界銀行が定める高所得国基準（1 万 4005 ドル）に迫っており[注2]、次期 5 カ年計画期間は高所得国入りをうかがう局面となる。ただし、米国トランプ政権による中国製品への高率の輸入関税、東南アジア諸国連合（ASEAN）などの生産力強化の動きを考慮すると、輸出拡大路線を継続して高所得国入りすることは難しいだろう。

注 2　世界銀行「The World by Income and Region」
https://datahelpdesk.worldbank.org/knowledgebase/articles/906519-world-bank-country-and-lending-groups

すなわち、次期 5 カ年計画期間では、国際循環に代わり国内循環を成長の原動力とする消費主導の経済への移行が求められる。既に 9 つの自治体は高所得国水準をクリアし、その産業構成は、1 次産業のウェイトが 5%を切り、3 次産業のウェイトが 60%近くに達している（図表 5）。この構成は、1 人当たり GDP が 1 万ドル目前にあった 1980 年の日本とおおむね同じ割合となっている。1980 年代以降の日本経済が 3 次産業シフトのもとで経済成長を続けたことにならえば、中国全体に 3 次産業シフトを広めることで、中国は高所得国入りに大きく前進するはずだ。

日本企業にとって、中国が消費主導の経済に移行できるかは、中国市場の魅力を占う上で重要なポイントとなる。次期 5 カ年計画において、足もとの課題である雇用不安の解消、不動産問題の解決の手立てに加え、3 次産業シフトに向けた方策がどのようなものになるか注目したい。

【図表 5　自治体の 1・2・3 次産業の割合】

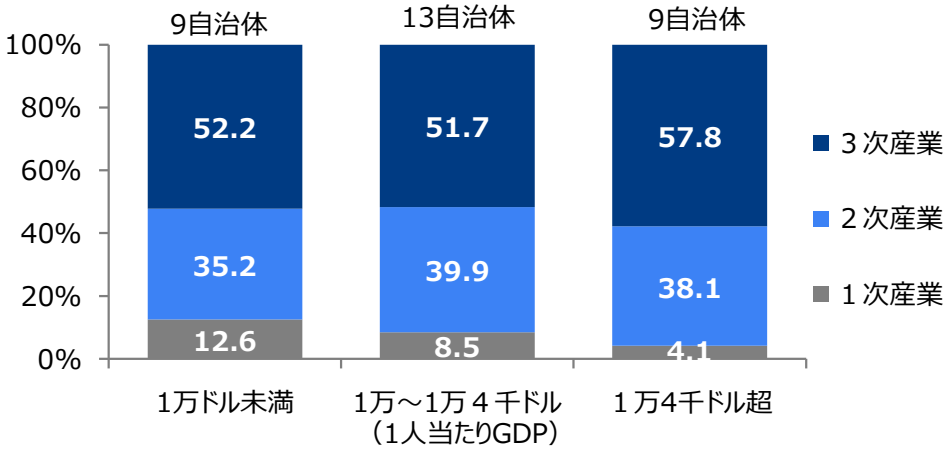

出典：Macrobond より三菱総合研究所作成

（執筆者連絡先）
三菱総合研究所
E-mail: pecmacro@ml.mri.co.jp　ホームページ：https://www.mri.co.jp/

中国財政部による政府調達分野の国産品基準に係る意見募集

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー　徐潔（Xu Jie）

近年、グローバル経済、政治環境の変化により、各国・地域政府が国内産業の振興を目指し、国内でサプライチェーンを完結させ、経済の安全性をより確保するための措置が増えてきている。2024 年 12 月 5 日、中国財政部は「政府調達分野の国産品基準及び実施政策に係る事項に関する通知（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」）を公布し、意見公募を行った。

「中華人民共和国政府調達法」における自国の貨物、工事及びサービスの定義は、未だ明確にされていない。今回公布された意見募集稿では、中国国産品の具体的な判定基準を明確にすることで、実務上の要請に対応するとともに、20%の価格評価優遇を通じて国産品を支援することを示し、中国製造業の競争力強化を図っている。また、不透明な状況のまま政府調達から排除されることを懸念する一部の外国企業が、より明確に経営戦略を判断するための参考にもなると考えられる。

注目すべき要点

意見募集稿で策定された国産品基準

（1）製品は中国国内で生産されること。すなわち、中国国内で原材料や部品から製品までの属性の変更が行われたものであること（OEM（相手先ブランドでの製品製造）や簡易包装を除く）。
（2）製品が、中国国内で生産された部品の原価に定められた比率要件を満たすこと。具体的な比率は製品に応じて決定され、かつ適宜調整される。
（3）前述の要件を満たした上で、特定製品に関しては、重要な部品が中国国内で生産され、重要な工程が中国国内で完了していること。

なお、（2）及び（3）の具体的な基準は今後 3～5 年以内に策定される予定である。

国産品基準の適用対象範囲

現時点で国産品の政府調達の適用対象は貨物であり、主に工業製品となる。農産物・林産物・畜産物・副産物・水産物、鉱産物、食品・飲料及び無形資産などは含まれない。

国産品に対する政府の調達支援策

国産品と外国製品が競合する政府調達においては、国産品は見積価格に対して 20%の控除を適用し、控除後の価格で評価される。調達プロジェクトまたは調達パッケージに複数の製品が含まれ、「サプライヤーが提供する、国産品基準を満たす製品の原価」の合計が、当該サプライヤーが提供する製品全体の原価の 80%以上を占める場合、「当該サプライヤーが提供する製品全体の価格」に対して 20%の控除を適用し、控除後の価格で評価される。

意見募集稿に対する KPMG の提案

意見募集稿の公布は、政府調達監督管理部門が「中国政府調達分野における、原産地規則の新たな管理枠組み」を構築し、反映したものである。これは、財政資金を利用して中国の産業発展を優先的に支援するという政策目標に該当し、政府調達行為の規範化にもつながるといえる。さらに、中国企業と外国企業が政府調達活動に平等に参加できることを保証し、公正かつ競争的な市場環境を維持することが期待できる。

KPMG は今回公布された意見募集稿について、以下の内容がさらに明確にされる必要があると考えている。

まず、「国産品」の定義について、現時点では主に国際的に認められている原産地規則及び、国務院が公布・施行した「中華人民共和国輸出入貨物原産地条例」の第 2 条「本条例は、(中略) 政府調達、貿易統計などの活動における輸出入貨物の原産地の判定にも適用される」を適用している。このため、今回の政府調達の国産品基準には、同条例の輸入貨物の原産地判定に関する一部の概念、判定方法及びその根拠などをある程度参考にするよう提案したい。具体的には下記のとおりである。

・「属性の変更」について、「実質的な変更」のような用語を用い、関連する概念を統一する。
・「属性の変更」の現時点の定義はかなり主観的であり、実務においてその解釈に齟齬が生じやすいため、原産地規則を参考に明確化する。具体的には、
①補助的な管理のために、税則分類の変更（4 桁または 6 桁の HS コードの変更）を導入する。
②紛争を減らすため、中国が締結した自由貿易協定（FTA）における原産地規則の「軽微な加工」（分類、選別、研磨、切断、希釈など）を参考として「属性の変更」の除外事項を明確にする。
・中国税関または中国国際貿易促進委員会が発行する「原産地証明書」を国産品の裏付け書類の 1 つとすることで、より柔軟な判定根拠や立証方法を企業に提供する。

次に、税関特別監督管理区域で行われる取引や、特別な貿易方法がどのように取り扱われるかを明確にするよう、以下の 2 点を提案する。

1 つめは、「中国国内」の概念を定義することである。特に、税関特別監督管理区域での生産が中国国内での生産として認定されるかの明確化が必要である。現在、中国には総合保税区などの税関特別監督管理区域（税関監督管理上は中国国外とみなす）が多くあり、これらの特別区域で生産、組立、加工などの業務に従事、またはそれを検討している企業が多く存在する。税関監督管理上の概念に基づいて厳密に「中国国内」を定義すると、上述の特別区域で行われる生産は国産品基準に該当しないことになり、国産化に対する支援としては不利である。また、総合保税区などのような税関特別監督管理区域の発展を推奨する、中国における現行のマクロ政策と矛盾することにもなる。

2 つめは、中国国内で生産され、国産品基準に該当する製品が、税関監督管理上の中国国外（税関特別監督管理区域、香港、マカオ、台湾、その他の国・地域）に輸出された後、加工が行われずに再輸入される場合の扱いについてである。現状では、これが「中国国内で生産された製品」として認定されるか否かについては不確実性がある。そのため、「国産品基準に該当することに関する説明

書」に加えて、原産地証明書やさらなる加工が行われていないことを裏付ける証明書など、追加の証明書を提供する必要があるかどうかを明確にするように提案する。

最後に、判定基準において同時に満たす必要がある、意見募集稿の第 2 項及び第 3 項（部品比率及び重要な部品、重要な工程に関する定め）の具体的な基準についても述べる。これらは今後 3～5 年以内に定められる予定ではあるものの、関連する計算基準は企業の実務に直接関係するため、今後の細則において明確にされることが望ましいものを提案したい。具体的には下記のとおりである。

・製品の原価計算における、中国会計準則の適用性を強調する。
・製品化できない間接材料（触媒、燃料、エネルギー、工具・金型など）の原価は、製品の中国国内で生産される部品の原価に該当することを明確にする。
・製品の原価計算の概念を明確にする。企業の工業製品の原価計算は、通常、標準原価計算を適用するため、実際の原価と大幅に異なる可能性がある。
・部品の原価計算式では、価格設定が非常に重要であるものの、関連者間取引の場合、価格の合理性に関する紛争が生じる可能性がある。そのため、それを回避できるような関連条項を設定する。
・二次部品の判定についても、「中国国内で生産されたもの」だけではなく、「国産品基準」の適用が必要であることを明確にする。

企業の対応策について

近年、政府調達において国産品を購入する傾向が高まっている。一部の省やプロジェクトは、設備調達において輸入製品に対する調達制限を設け、外国企業の注意を引いている。国産品に関して具体的な判断基準を制定することは、国内企業と外国企業双方の要請に対応するものでもある。

国産品基準の導入は、企業が政府調達の要件を満たすために現地生産の比率を向上させることにつながる。輸入に依存する国内企業にとっては、政策上の恩恵を享受するために、サプライチェーンを分析及び最適化し、重要な部品及び重要な工程の生産を適時に中国国内に移行することが検討され得る。また、外国企業の場合、中国への輸出の市場環境が今後さらに複雑になる可能性がある。政府調達の新たなルールに適応するためには、グローバル化戦略を適時に調整する必要があろう（例：中国国内での加工センターまたは生産拠点の設立）。

今回の意見募集稿による国産品基準及びその支援策の明確化は、中国の政府調達分野における重要なマイルストーンである。企業は、関連政策の動向に今後も注目し、対応策を積極的に策定することが望ましい。新たな政策がもたらすチャンスを捉えるためにも、潜在的なコンプライアンスリスクの評価や、サプライチェーンの活発化及び強靭化が求められる。

（執筆者連絡先）
KPMG 中国 日系企業サービス
税務パートナー
徐 潔（Xu Jie）
中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F
Tel: +86-21-2212-3678　　E-mail: jie.xu@kpmg.com

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー　池上隆介

今月号では 2025 年 4 月中旬から 5 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[　法律　]

【民営経済】

○「中華人民共和国民営経済促進法」(国家主席令第 46 号、2025 年 4 月 30 日公布、同年 5 月 20 日施行)

■原文(「中华人民共和国民营经济促进法」)は、中央政府ポータルの下記サイトをご参照。
https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202504/content_7022018.htm

民営経済に関する基本法。民営経済の発展については、以前から中国共産党と国務院の重大経済方針の 1 つとされているが、それを国家の法律として位置づけたもの。中国共産党全国代表大会での報告や中国共産党中央委員会総会の決定の中で使用される、「いささかも揺らぐことなく公有制経済を強固にし、発展させ、いささかも揺らぐことなく非公有制経済の発展を奨励し、支持し、誘導する」という表現が条文に盛り込まれている。また、「民営経済の持続的、健全で質の高い発展を促進することは、国家が長期に堅持する重大方針・政策である」と規定されている。

■「民営経済促進法」は、総則、公平な競争、投資・融資の促進、科学技術イノベーション、経営の規範化、サービスの保証、権利・利益の保護、法的責任、附則の全 9 章、78 条で構成されている。その中の主な条文は、以下の通り。

【第 2 章　公平な競争】

・国家は全国統一の市場参入ネガティブリスト制度を実行する。市場参入ネガティブリスト以外の分野では、民営経済組織(注:民営企業のこと)を含む各経済組織は平等に参入することができる(第 10 条)(注:市場参入ネガティブリストについては、下記の解説をご参照)。

・各級人民政府およびその関係部門は、公正競争審査制度を実施し、公正競争の審査、定期的な評価、全国統一市場と公平な競争を妨げる政策措置を整理し、廃止し、民営経済組織の市場競争への公正な参加を保証しなければならない(第 11 条第 1 項)。

・国家は、民営経済組織の資金、技術、人的資源、データ、土地およびその他の天然資源、公共サービス資源などの各種生産要素を平等に使用し、国家の発展支援政策を平等に適用することを保証する(第 12 条)。

・公共資源の取引活動は、公開・透明、公平・公正でなければならず、法により民営経済組織を含む各経済組織を平等に扱わなければならない。入札・応札、政府調達などの公共資源取引は、法律に別段の規定がある場合を除き、民営経済組織を制限または排斥する行

為があってはならない（第 14 条）。

【第 3 章　投資・融資の促進】

・民営経済組織の国家重大戦略および重大プロジェクトへの参加、戦略的新興産業、未来産業、その他の分野に対する投資・起業を支持し、伝統産業の技術変革と転換・高度化、現代的インフラ施設への投資・建設への参加を奨励する（第 16 条）。

・各級人民政府およびその関係部門は、プロジェクトの推進・マッチング、準備活動と報告・許可事項の処理、生産要素の取得、政府による投資支援などの面で、民営経済組織に対し、規範化された効率的で便利なサービスを提供する（第 19 条）。

・銀行金融機関などは、法律・法規に基づき、貸付業務の需要に適合した担保を受け入れ、民営経済組織に対し、売掛金、倉庫証券、出資持分、知的財産権などの権利による担保貸付を提供する。また、各級人民政府およびその関係部門は、動産および権利による担保登記、価値評価、取引・流通、情報共有などのために、支援と円滑化を提供しなければならない（第 21 条）。

【第 4 章　科学技術イノベーション】

・国家は、民営経済組織が科学技術イノベーションを促進し、新たな生産力を育成し、現代的産業システムを構築するために積極的な役割を担うことを奨励し、支持する（第 27 条第 1 項）。

・民営経済組織が国家科学技術研究プロジェクトに参加することを支持し、有能な民間経済組織が国家重大技術研究課題を率先して主導することを支持し、国家の主要な科学研究インフラを民間経済組織に開放し、公共研究開発プラットフォームと共通技術プラットフォームの開放を共有することを支援し、民間経済組織の技術革新に平等なサービスを提供する（第 28 条第 1 項）。

【第 5 章　経営の規範化】

・生産・経営活動に従事する民間経済組織は、労働と雇用、安全生産、労働衛生、社会保障、品質基準、知的財産権、ネットワークとデータのセキュリティ、財務・税務・金融などの法律・規制を順守しなければならない（第 36 条）。

・民営資本の経済社会の発展に対する貢献を支援し、資本行動システムの制度・規則を改善し、法律に則って民営資本の健全な発展を規範化、指導し、社会主義市場経済の秩序と公共の利益を維持する（第 37 条）。

・民営経済組織は、ガバナンスの構造・管理システムを整備し、経営者の行動を規範化し、内部監視を強化し、規範化されたガバナンスを実現しなければならない（第 38 条第 1 項）。

【第 6 章　サービスの保証】

・各級人民政府およびその関係部門は、民営経済組織が事業主体の関連する優遇政策を享受するため、適用範囲、基準、条件および申請手続きなどを速やかに一般に公開しなければならない（第 46 条）。

・各級人民政府およびその関係部門は、民営経済組織の起業を奨励する政策を策定し、公共サービスを提供し、起業による雇用促進を奨励する（第 47 条）。

【第 7 章　権利・利益の保護】

・民営経済組織およびその経営者の個人的権利、財産的権利および経営上の自律性などの

	合法的な権利・利益は法律に保護され、いかなる単位・個人も侵害してはならない（第 58 条）。 ・民営経済組織の名称権、名誉権、栄誉権および民営経済組織の経営者の名誉権、栄誉権、プライバシー、個人情報などの人格権・利益は、法律の保護を受ける（第 59 条）。 ・異なる地域での法執行行為（注）を規範化し、健全な法執行のための（関係機関間の）協調制度を確立する。異なる地域での法執行行為が必要な場合には、法定権限、条件および手続きを順守しなければならない（第 64 条第 1 項）（注：異なる地域での法執行行為とは、行政機関が管轄地域以外で法定の権限と手続きに違反して、みだりに行政処罰などを行うことを指しており、民営企業からの訴えが多いとされている）。

［　規則　］

【行政改革】
○「国家発展改革委員会、商務部、国家市場監督管理総局の『市場参入ネガティブリスト（2025 年版）』の印刷・発布に関する通知」（発改体改規［2025］466 号、2025 年 4 月 16 日発布・実施） ■原文（「国家发展改革委、商务部、市场监管总局关于印发《市场准入负面清单（2025 年版）》的通知」）は、中央政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202504/content_7020718.htm

	中国国内での事業主体（企業など）の投資・経営活動を禁止する事項（事業・業務、管理措置など）と、行政許可の取得を条件として許可する事項（事業・業務、管理措置など）を記載したリストを改定したもの。このリストは、内資企業・個人と外商投資企業の両方に適用されるが、外国企業・個人の中国への投資の可否については「外商投資ネガティブリスト」（現行リストは 2024 年版）で、投資後の行政許可を要する事項についてはこのリストで確認できる。 ■改定前のリスト（2022 年版）では、禁止事項と許可事項の合計で 117 項目、それを具体的に示した管理措置は 522 項目（全国で適用する措置と地方で適用する措置を含む）が記載されていた。このリストでは、それぞれ 106 項目、489 項目に削減されている。 国家発展改革委員会によれば、2022 年版のリストからの主な変更内容は、以下の通り。 ・全国で適用される管理措置の削除：公印章彫刻業は許可制から届出制とし、コンピュータ情報システムセキュリティ製品販売業は強制国家標準（規格）に基づく検査・認証制度に変更したことにより削除した。 ・全国で適用される管理措置の調整：テレビドラマ制作会社の設立、医薬品販売・小売企業の設立、医薬品と医療機器のインターネット情報サービス、医療機関の放射性医薬品（一・二類）の使用、新型通信業務の試験、林木種子の輸入、増値税発票の印刷などに対する管理措置を調整し、参入手続きを簡素化した。 ・地方で適用される管理措置の取り消し：各地方の交通・物流、貨物運輸代行、車両リースサービス、廃棄金属の買い付けなどに対する管理措置および船舶設計・修理会社の設立、酒類の製造・販売、大口商品取引などに対する管理措置を取り消した。 ・新業態・新分野の管理措置リストへの追加：「無人航空機（ドローンなど）飛行管理条例」に基づく「民間用無人航空機運航合格証の発行（超小型無人航空機を除く）」、「タバコ専売法実施条例」に基づく電子タバコなど「新型タバコ製品の製造・販売・小売業務の審査・

許可」をリストに追加した。

■2025 年版のリストに記載される禁止事項は、①法律・法規・国務院決定などに設立と市場参入に関する明確な禁止規定があるもの（このリストには別に 153 項目の禁止リストが添付されている)、②国家の産業政策で明確に淘汰・制限を命じる製品・技術・工程（プロセス）技術・設備および行為（「産業構造調整指導目録」（現行目録は 2024 年版）の淘汰類項目と制限類項目の新規建設、「自動車産業投資管理規定」（2019 年 1 月施行）の禁止類事項の投資・建設)、③「主体機能区」（注：国家重点生態機能区、農産物生産区など中心的機能を示した特定区域）の建設の要求に合致しない開発活動、④規定に違反した金融関連経営活動、⑤規定に違反したインターネット関連経営活動、⑥規定に違反したニュース・メディア関連業務の 6 項目で、これらの項目は 2022 年版のリストから変わっていない。

■許可事項は、21 業種・特定項目（「政府が審査認可する投資プロジェクト目録（2016 年版)」の認可制を実行するプロジェクト（外商投資と域外投資を除く)、「インターネット市場参入禁止許可目録」の許可類事項、その他）にわたり、106 項目の許可事項、474 項目の管理措置が記載されている。2022 年版は許可事項が 111 項目、管理措置が 465 項目で、大きな変動はない。そのうち、管理措置が比較的多い業種・業務は以下の通り（リストの業種番号、業種、事業・業務、項目数の順に記載)。

（3）製造業：特定化学品の生産・経営・プロジェクト建設および金属精錬プロジェクト建設（12 項目）

（5）建築業：建築業および建物・土木工事・河川プロジェクト、海洋工事などの関連プロジェクトの建設（13 項目）

（6）卸売・小売業：特定医薬品・医療機器の販売（11 項目）

（7）交通運輸・倉庫および郵政事業：民間用空港建設、民間用航空輸送業務および補助活動（13 項目）

（10）金融業：金融機関の設立（15 項目)、特定金融業務への従事（12 項目）

（17）衛生・社会活動：特定医療機関の設置または特定医療業務への従事（12 項目）

（18）文化・スポーツおよび娯楽業：出版・メディア機関の設立または特定出版・メディア関連業務への従事（17 項目)、特定のラジオ・テレビ番組・映画の制作・輸入・放送・放映および関連業務への従事（13 項目）

（19)「政府が審査認可する投資プロジェクト目録（2016 年版)」で認可制を実行するプロジェクト（外商投資と域外投資を除く)：特定エネルギープロジェクトへの投資・建設（14 項目）

（20)「インターネット市場参入禁止許可目録」の許可類事項：インターネット情報伝送および情報サービス（11 項目）

（執筆者連絡先）
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
E-mail: r-ikegami@murc.jp　ホームページ：https://www.murc.jp

人民元レポート　米中緊張緩和で上昇

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト　横尾明彦

5 月のレビュー

人民元の対ドル相場は、月初からの労働節休暇明け 6 日に、7.23 台で取引が始まった。人民銀が 7 日に 8 ヵ月ぶりの主要政策金利の引き下げを発表したことで、9 日にかけて 7.25 台まで下落した。12 日には、米中双方から大幅な関税引き下げで合意したとの発表があり、人民元高に転じると、13 日には 7.18 台まで上昇幅を拡大している。ほどなく人民銀による対ドル基準値の人民元安方向への設定など、当局の人民元高抑制とみられる動きもあって上値を重くした。人民銀が 20 日に最優遇貸出金利（LPR）の引き下げを発表した直後には 7.22 台半ばまで下落。ただ、翌 21 日には反発し、トランプ大統領が EU 向けの関税を強化すると発言すると、昨年 11 月 8 日以来の 7.17 台前半まで上昇した。すると人民銀は 26 日、27 日と続けて前日終値に比べて人民元安の水準での対ドル基準値を設定するなど、人民元高抑制の姿勢を強めたことで、7.19 台まで小反落。28 日に判決が出たトランプ関税に対する差し止め命令をめぐる混乱が続くなか、本稿執筆時点では 7.18 台半ばで推移する（第 1 図）。対円相場は 19.7 台で取引開始。12 日には 4 月 2 日以来の 20.6 台まで上昇した。その後は上値重く、27 日にかけて 19.7 台まで水準を切り下げた。ただ、円買いの巻き戻しが起こるなかで、本稿執筆時点では 20.0 台前半まで反発して推移している（第 2 図）。

【第 1 図：人民元対ドル相場（5 月 30 日 9 時時点）】

（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 2 図：人民元対円相場（5 月 30 日 9 時時点)】

（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

米中摩擦への懸念が後退

米中はそれぞれ暫定的に「115%」分の関税率を引き下げることで合意した。90 日の暫定期間における協議次第ではあるものの、100%を超える関税の掛け合いという禁輸とも呼ぶべき状況ではなくなった（第 3 図)。ベッセント財務長官はかかる中国との協議において、「通貨に関する話し合いはなかった」とも言及。第一次トランプ政権下で中国を「為替操作国」認定したことに鑑みれば、今回の交渉においては、相応に中国に対する譲歩の形跡がみられると言えよう。ベッセント長官は 29 日にも「今後数週間以内に中国と協議をする可能性がある」「いずれトランプ大統領と習近平国家主席が電話協議する」と発言。中国人留学生向けビザの取り消し問題などを受け、米中摩擦への懸念が高まらないよう心を砕いている模様だ。

【第 3 図：米中閣僚会談を経た、米中双方の関税率】

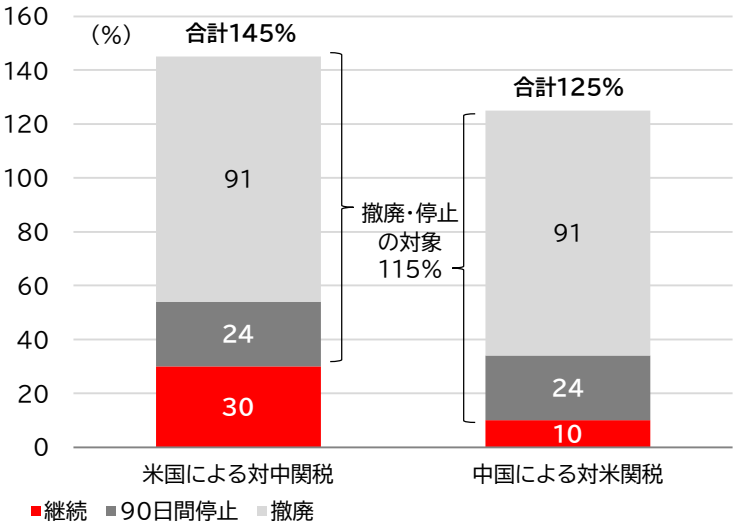

（資料）各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

米通商政策をめぐる混乱は長期化の可能性も

なお、28 日には米国際貿易裁判所が「国際緊急経済権限法（IEEPA）」に基づく「相互関税」が違法であるとの判決を下した。同法を根拠とする、30%の対中関税が差し止められる可能性が浮上している。ただ、政権は直ちに控訴し、それを受けて控訴裁判所は本判決の一時停止を命令した。今後、控訴審でも政権側が「敗訴」すると、上告することが予想される。対外交渉に加えて、国内での法解釈をめぐっても混乱が長期化する可能性があるということだ。これに対し、中国側は政府系新聞が一連の米国動向を淡々と報じるにとどめており、状況を見極める構えだ。

人民銀は「適度に緩和的な金融政策」を継続

外需の先行き不透明感が高いなか、中国は地方政府のインフラ投資を目的とした国債発行を例年よりも早いペースで進めるなど、政府当局は、景気対策を急ぐ構えを崩していない。かかる状況にあって、人民銀は、政府と足並みを揃える格好で昨年 9 月以来 8 ヵ月ぶりの利下げに踏み切った。具体的には、主要政策金利である 7 日物リバースレポ金利を 10bp、預金準備率（RRR）を 50bp、1 年物 LPR と 5 年物 LPR を 10bp ずつ、それぞれ引き下げている（第 4 図）。改善傾向にあった主要都市の新築不動産販売価格が足踏みしているうえ、政府の消費振興策を受けてなお小売売上高は伸び悩んでいる。また、消費者物価指数は 3 ヵ月連続で前年比マイナスとなり、需要の弱さが物価にも表れている。潘功勝総裁は一連の利下げ発表後、ハイテク産業や中小企業など重点領域への金融支援を急ぐよう指示した。「適度に緩和的な金融政策」スタンスのもと、さらなる景気支援の強化が予見される。

【第 4 図：諸政策金利と預金準備率】

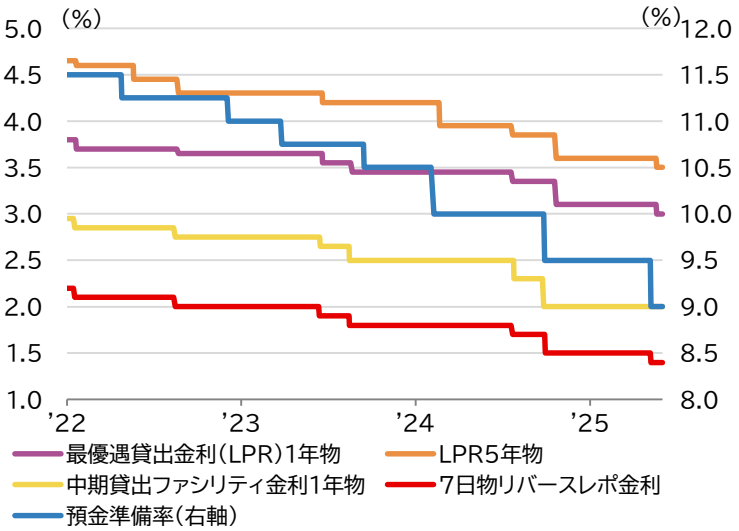

（資料）中国人民銀行より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

金融通貨政策を通じ、人民元高の進行を抑制へ

人民銀は、4 月の主要経済指標の発表を待たず利下げに踏み切った。判断を急いだ背景には、通貨政策的な意図もあったと考えられる。折からのドル安地合いに加え、米中交渉の進展期待から人民元高圧力がかかりやすい状況となるなか、通貨政策は輸出競争力低下を防ぐべく人民元高抑制に変化している。そうしたなかで、金融緩和の強化を通じて人民元高圧力の緩和を図ったとみることができそうだ。人民銀は、対ドル基準値の設定でも、一層人民元高抑制の姿勢を強めている。26 日と 27 日には対ドル基準値を前日終値よりも人民元安水準で設定したが、こうした基準値設定の動きは昨年 11 月以来となる（第 5 図）。対ドル相場の変動許容幅は基準値から上下 2%とされている。26 日の高値圏 7.16 台から 2%上昇すると昨年 9 月の高値圏 7.00 台となる。そうした水準で人民元高抑制の姿勢を強めたことを踏まえると、人民銀は目先、人民元高の上限を 7.00 近辺と意識しているものと推察することもできる。

【第 5 図：人民銀による対ドル基準値設定】

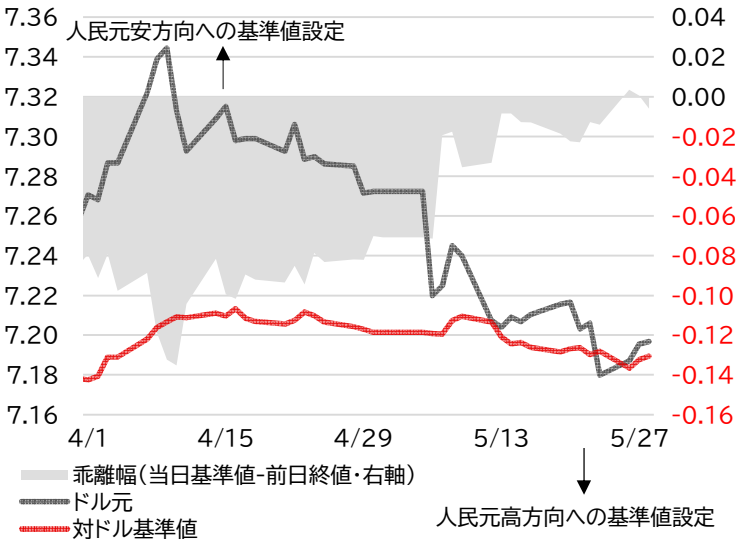

（資料）CFETS、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

7.2 大台を意識して通貨政策を運営か

他方、4 月の貿易統計をみると、関税強化もあって対米輸出は前年比▲21.0%と急減している。ただ、輸出全体は同+8.1%と高い伸びをみせた。特に ASEAN 向けが同+20.8%、EU 向けが同+8.3%となり、輸出ひいては貿易黒字を押し上げている（第 6 図）。人民元は 4 月以降、対ドルで安定的に推移した結果、ドル安に連動するかたちでユーロや円、アジア通貨などに対して大幅に減価した。名目実効為替相場である人民元指数は 3 月末時点から 3%近くも下落している。4 月の輸出増加は、人民銀による事実上の人民元安誘導が早くも効果を発揮したものとも解釈できそうだ。これは、内需が弱含むなか、李強首相が輸出業者に求めているアジア周辺国や EU 向け輸出拡大の方針にも沿ったものだ。よって、人民銀は引き続き、対ドル基準値設定などを通じて 7.2 大台を目安とした通貨政策の運営を当面続けるとみておきたい。

【第 6 図：国・地域別の貿易収支】

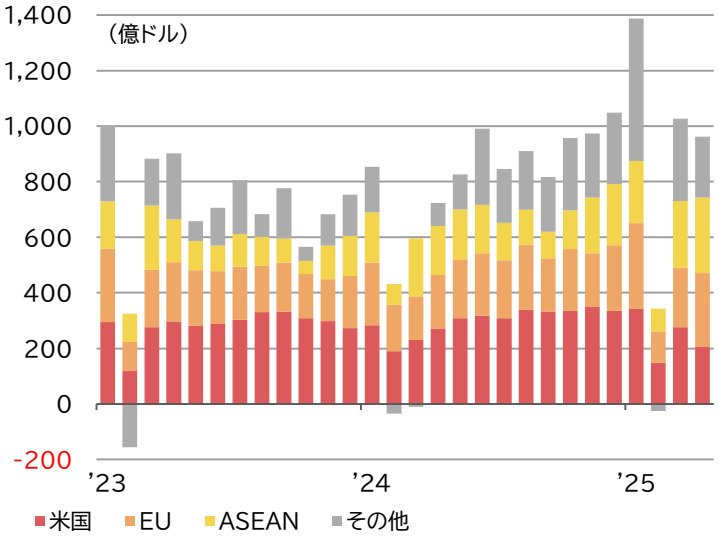

（資料）中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【予想レンジ】

	25 年 6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	26 年 1 月～3 月
USD/CNY	6.950～7.350	7.000～7.400	7.000～7.400	7.000～7.400
CNY/JPY	19.1～21.1	18.8～20.8	18.6～20.6	18.4～20.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

（2025 年 5 月 30 日脱稿）

（執筆者連絡先）
三菱 UFJ 銀行　グローバルマーケットリサーチ
アナリスト　横尾明彦
Tel: 050-3842-8809　　E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項　目	単位	2024年								2025年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国内総生産(GDP)	前年同期比%					(7-9月) 4.6			(10-12月) 5.4			(1-3月) 5.4	-
固定資産投資*	前年同期比%	4.0	3.9	3.6	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2	-	4.1	4.2	4.0
第一次産業	前年同期比%	3.0	3.1	3.3	2.9	2.3	2.5	2.4	2.6	-	12.2	16.0	13.2
第二次産業	前年同期比%	12.5	12.6	12.5	12.1	12.3	12.2	12.0	12.0	-	11.4	11.9	11.7
第三次産業	前年同期比%	0.0	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.1	-	0.7	0.1	▲ 0.2
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	5.6	5.3	5.1	4.5	5.4	5.3	5.4	6.2	-	5.9	7.7	6.1
社会消費財小売総額***	前年同月比%	3.7	2.0	2.7	2.1	3.2	4.8	3.0	3.7	-	4.0	5.9	5.1
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.1
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 2.7
輸出***	億ドル	3,023.5	3,078.5	3,005.6	3,086.5	3,037.1	3,090.6	3,123.1	3,356.3	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9
	前年同月比%	7.6	8.6	7.0	8.7	2.4	12.7	6.7	10.7	-	2.3	12.4	8.1
輸入***	億ドル	2,197.3	2,088.1	2,159.1	2,176.3	2,220.0	2,133.4	2,148.7	2,307.9	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1
	前年同月比%	1.8	▲ 2.3	7.2	0.5	0.3	▲ 2.3	▲ 3.9	1.0	-	▲ 8.4	▲ 4.3	▲ 0.2
貿易収支***	億ドル	826.2	990.5	846.5	910.2	817.1	957.2	974.4	1048.4	-	1,705.2	1,026.4	961.8
対内直接投資(実行ベース)*(注)	億元	4,125.1	4,989.1	5,394.7	5,801.9	6,406.0	6,932.1	7,497.0	8,262.5	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8
	前年同期比%	▲ 28.2	▲ 29.1	▲ 29.6	▲ 31.5	▲ 30.4	▲ 29.8	▲ 27.9	▲ 27.1	▲ 13.4	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 10.9
外貨準備高	億ドル	32,320	32,224	32,564	32,882	33,164	32,611	32,659	32,024	32,090	32,272	32,407	32,817
都市部調査失業率	%	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1
国内自動車販売台数	万台	241.7	255.2	226.2	245.3	280.9	305.3	331.6	348.9	242.3	212.9	291.5	259.0
	前年同月比%	1.5	▲ 2.7	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 1.7	7.0	11.7	10.5	▲ 0.6	34.4	8.2	9.8
購買担当者指数(PMI)	製造業	49.5	49.5	49.4	49.1	49.8	50.1	50.3	50.1	49.1	50.2	50.5	49.0
	非製造業	51.1	50.5	50.2	50.3	50.0	50.2	50.0	52.2	50.2	50.4	50.8	50.4

*：年初からの累計ベース。
**：2 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。
***：2 月は 1-2 月の累計ベース。
（注）金融業を含む数値となる。
（出所）国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

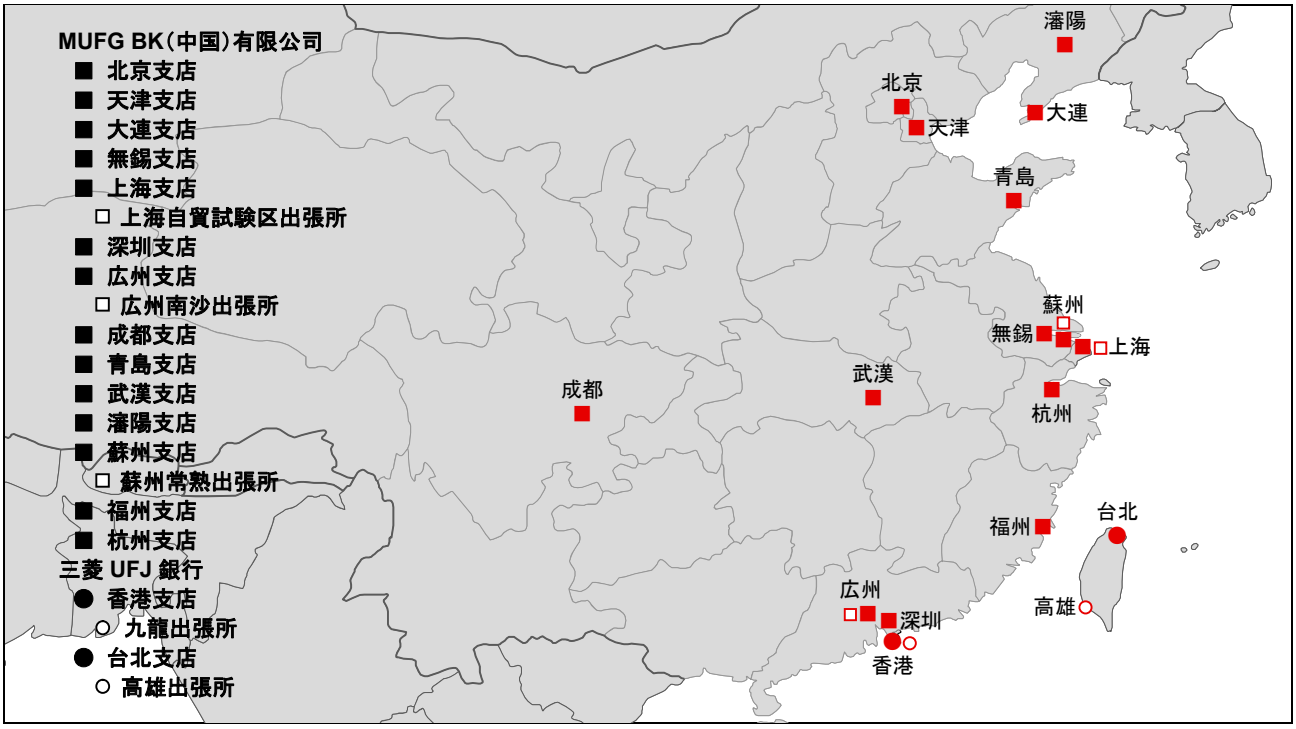

MUFGバンク(中国)有限公司

拠　　点	住　　所	電　　話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604単元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603単元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2　18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広 州 南 沙 出 張 所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区東大路577号1棟2単元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号　企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号　華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇 州 常 熟 出 張 所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店 九 龍 出 張 所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】
トランザクションバンキング部
東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部
編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。